

健生発 0619 第 1 号
社援発 0619 第 1 号
障発 0619 第 1 号
保発 0619 第 1 号
こ支障第 154 号
令和 6 年 6 月 19 日

都道府県知事
政令市長
中核市長
児童相談所設置市長
特別区長
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
国民健康保険中央会理事長
社会保険診療報酬支払基金理事長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
厚生労働省保険局長
こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

訪問看護療養費の支払早期化に関する関係者の対応について

標記について、「指定訪問看護事業者に係る電子情報処理組織を用いた費用の請求に関する取扱いについて」（令和 6 年 1 月 12 日保連発 0112 第 2 号・こ成母第 12 号・こ支家第 8 号・こ支障第 3 号）における「指定訪問看護事業者に係る電子情報処理組織を用いた費用の請求に関する取扱要領」に定める訪問看護療養費の請求に当たり、電子情報処理組織を使用する場合の届出を行った指定訪問看護事業者に対する訪問看護療養費の支払については、各都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）を介するものを対象に、令和 6 年 7 月に指定訪問看護事業者から請求された訪問看護療養費の支払分（過誤分含む。）から、原則として請求月の翌月 20 日まで（この期日が、土日祝祭日に

該当する場合には、別の期日となる場合がある。以下各々の期日について同じ。) に行うこととしたので、各関係者においては、下記の 1 から 3 までに記載するとおり、お取り計らい願いたい。

なお、指定訪問看護事業者への訪問看護療養費の支払が、既に請求月の翌月 20 日より前に行われている国保連においては、この支払分について、今般の通知により特段の措置を求めるものではない。

今般の通知は、訪問看護療養費の請求が電子情報処理組織を使用して行われることにより医療保険制度の審査支払事務全体が効率化の利益を享受することに鑑み、電子情報処理組織を使用した訪問看護療養費の請求を行う指定訪問看護事業者に対し、その利益を還元するとともに、今後、電子情報処理組織を使用した訪問看護療養費の請求を一層促進するために行うものである。

なお、この通知において示す訪問看護療養費の支払早期化への対応は、国保連を介する訪問看護療養費の支払を対象とするが、社会保険診療報酬支払基金を介した訪問看護療養費の支払早期化についても、今般の措置を参考として関係者間で引き続き検討を行うこととする。

記

1 都道府県民生主管部（局）における対応

(1) 管内保険者への周知

令和 6 年 7 月に指定訪問看護事業者から電子情報処理組織を使用して請求される訪問看護療養費の支払分（過誤分含む。）から、支払の早期化に対応するため、国民健康保険の保険者から国保連への訪問看護療養費の支払は、令和 6 年 8 月に国保連から請求される訪問看護療養費分（過誤分含む。）から当該請求月の 18 日までに行うよう、貴管内保険者に対し周知徹底すること。

(2) 国保連への周知

① 指定訪問看護事業者への支払

令和 6 年 7 月に指定訪問看護事業者から電子情報処理組織を使用して各国保連に請求される訪問看護療養費（過誤分含む。）から、指定訪問看護事業者への支払を請求月の翌月 20 日までに行うよう、国保連に対し周知徹底すること。

② 各保険者等への請求

上記（1）に対応するため、国保連から各保険者、公費負担医療の関係者及び関係団体への請求は、令和 6 年 7 月に指定訪問看護事業者から国保連に請求される訪問看護療養費（過誤分含む。）から請求月の翌月

の 7 日までに行うよう、周知徹底すること。

2 都道府県後期高齢者医療主管部（局）における対応

令和 6 年 7 月に指定訪問看護事業者から国保連に請求される訪問看護療養費の支払分（過誤分含む。）から、支払の早期化に対応するため、後期高齢者医療広域連合から各国保連への訪問看護療養費の支払は、当該請求月の翌月 18 日までに行うよう貴管内後期高齢者医療広域連合に対し周知徹底すること。

3 都道府県・政令市・中核市・児童相談所設置市の公費負担医療主管部（局）における対応

令和 6 年 7 月に指定訪問看護事業者から国保連に請求される公費負担医療に関する費用の支払分（過誤分含む。）から、支払の早期化に対応するため、各国保連への公費負担医療に関する費用の支払は、当該請求月の翌月 18 日までに行うよう貴管内の関係者及び関係団体に対し周知徹底すること。

なお、別添として、今般の措置の対象となる公費負担医療の契約を掲げる。

以上

(別添)

訪問看護療養費の支払に関する事務を国保連に委託契約できる公費負担医療一覧

法別	略称	根拠法等
13	戦傷	戦傷病者特別援護法
14	戦傷	戦傷病者特別援護法
15	更生	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
16	育成	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
18	原爆	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
19	原爆	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
21	通院	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
28	感染	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
28	コロナ	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に係る医療費の支給（検査に要する費用に係る自己負担額に相当する金額に対する給付を含む。）であって、厚生労働省保険局長が定めるもの
38	肝炎	平成20年3月31日健発第0331001号厚生労働省健康局長通知「感染症対策特別促進事業について」
51	特定	昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」
51	特定	平成元年7月24日健医発第896号厚生省保健医療局長通知「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」
51	特定	平成4年4月30日環保業第227号環境事務次官通知「水俣病総合対策費の国庫補助について」
51	特定	平成15年6月6日環保企発第030606004号環境事務次官通知「「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」について」
51	特定	平成17年5月24日環保企発第050524001号環境事務次官通知「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」
52	小児	児童福祉法
53	措置	児童福祉法
54	難病	難病の患者に対する医療等に関する法律
66	石綿	石綿による健康被害の救済に関する法律
99	指定	平成20年2月21日保発第0221003号厚生労働省保険局長通知「七十歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取扱いについて」